



村 千鶴子 Mura Chizuko

東京経済大学現代法学部教授・弁護士 日本消費者法学会理事  
 専門は契約法、消費者法。国民生活センター消費者判例情報評価委員会、経済産業省消費経済審議会、東京都消費者被害救済委員会などの委員を務める。著書に『Q&A消費生活相談の基礎知識—知っておきたい民事のルール』（ぎょうせい）、『誌上法学講座—特定商取引法を学ぶ—』（国民生活センター）ほか多数。

# 代理制度 (2)

## — 任意代理、無権代理など —

### 1 はじめに

今回は、代理制度のしくみや意義などについて説明しました。あわせて、代理には法定代理と任意代理があることと、法定代理と任意代理の制度の趣旨や代理権が発生する原因や範囲の違いなどについて説明しました。

本稿では、任意代理を中心にして具体的な事例をみながら取り上げることにします。

### 2 委任状

任意代理の場合には、本人が代理人に代理権を授与していることが必要です。これを代理権授与行為とか授權行為といいます。

実務では、代理権授与はどのような方法で行われているのでしょうか。通常は、本人が代理人に委任状を作成して渡すという方法を取ります。代理人は、代理人として契約などの法律行為を行う場合には、その相手方に委任状を示すことによって自分が本人の代理人であることを明示するとともに、代理権が授与されていることを確認してもらうことができます。

委任状には、委任する本人を特定する事項、代理人を特定する事項、代理人に授与する代理

権の範囲、代理権を授与した日付などを記載します。

### 3 白紙委任状が怖いわけ

しばしば「白紙委任状は怖い」とか「白紙委任状は絶対に発行してはならない」といわれます。白紙委任状とは、代理人欄や代理権の範囲を表記する欄が白紙になっている委任状を意味します。

誰を代理人に選んだのかを示す欄が白紙になっている委任状を発行した場合には、その委任状を手に入れた人は、代理人の欄を補充して使用することができます。任意代理制度では、本人が代理人に選任された人を信頼しているということが前提となっています。「信頼できる人だから、代理人としての権限を与えたのだろう。だから代理人のした法的な行為には、自分がしたのと同等の法的責任を負う」というものです。ですから、誰を代理人に選ぶかということは、代理制度を利用するうえでの根本的な重要ポイントです。代理人の欄を白紙にして発行すると誰が代理人になるか分かりません。「誰でもいいですよ。お任せします」ということですから、本人が信頼できない人が代理人になる



かもしれません。本人の利益を考えない人が代理人になるかもしれません。それでも、本人は自分がしたのと同等の法的責任を負うことになります。これは大変怖いことです。

代理人に与える代理権限の内容も重要です。本人が、「これをあの人に任せよう」と考えて代理権を授与するのであれば、本人が納得できる範囲で代理権を与えるでしょう。ところが、代理権限の内容を記載すべき部分を白紙にした委任状を発行すると、代理人に選任された人が、代理権の内容を自由に補充して使用することができます。本人が予想もしなかった内容を補充して使用された場合には、本人は重大な被害を被る危険があります。

最も危険なのは、代理人の欄も代理権限を記載する欄も白紙のままの白紙委任状です。誰が代理人になるのか、その人にどのような代理権限が付与されることになるのか、本人には分かりません。本人がまったくコントロールできない危険な状態になってしまいます。

かつては、サラ金や商工ローン業者が白紙委任状を消費者から取得していた時代がありました。消費者に貸付をするときに公正証書を作成するための委任状を貸付相手である消費者から取っていたのですが、その委任状の代理人と代理権限の内容が白紙である白紙委任状を取っている場合があったのです。貸金業者は、受け取った後で代理人欄と代理権限を記載する欄の白紙部分を勝手に補充して公証人役場に持って行って、消費者の代理人として公正証書を作成していました。消費者は、自分が知らない間に、自分が借りた内容とは違う内容の貸金契約の公正証書を作成され、財産の差押えをされるという被害を受ける例が多発し社会問題となりました。

そこで、1983年制定の貸金業規制法では、貸金業者が消費者から白紙委任状を取ることを禁止しました。現行の貸金業法では、弁済を怠った場合には強制執行されてもよいとの記載のある公正証書（これを特定公正証書といいます）

の作成のための委任状を取ることを原則として禁止しています\*1。

#### 4 代理権のない人の代理行為

本人AがBに代理権を授与していないのに、Bが無断でAの代理人として契約をした場合には、本人Aは契約を守る義務を負うでしょうか。

このように本人から代理権を授与されていないのに勝手に代理人として法律行為をしてしまう人を「無権代理」といいます。文字どおり「代理権のない」代理ですね。

この場合には、複雑な問題が起こります。本人Aを保護しようとするれば無権代理人Bのした行為は本人には効果は及ばない。つまり、本人Aはその契約を守る義務はないとする必要があります。しかし、相手方Cは、Aが契約相手となる前提で、Aとであればその契約を締結してもよいと判断して契約をしているわけですから、本人Aが契約を守らなくてもよいということになると、相手方Cにとっては当てにしていた本人に対してその契約を守るように要求できないということですから、不利益になります。

このようにAの立場とCの立場とは相反することになり、どちらの立場も尊重するというわけにはいきません。ではこの場合には、どのように考えるべきでしょうか。

このような無権代理の問題について、民法では「代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない」（民法113条1項）と定めています。代理権を授与されていないBが、本人Aの代理人であると名乗って相手方Cと契約した場合に、本人Aが、その契約を自分がしたものとして認めてもよいと相手方Cに通知をした場合には（これを追認といいます）、本人に効力が生ずる、つまり本人Aと相手方Cとの間に契約が成立したものとなります。しかし、本人Aが追認しない場合には「本人に対してその効力を生じない」つまり、本人Aとの間



ではその契約は成立したことにはならず、本人Aはその契約を守る義務はないということです。

代理人が行った法律行為の効果が本人に及ぶ根拠は、本人がその代理人に代理権を授与していることにあります。本人が代理権を授与していないのであれば、代理人と名乗った人物が行った法律行為について、本人に対して効果が及ぶ根拠に欠けることになるわけですから、原則としては本人には効果が生じないという考え方がスジが通る、ということになります。ただし、本人が「その契約について自分が契約当事者として責任を取るから」と述べているのであれば、本人が自分で責任を取ることを選択しているということになり、自己責任の基本的な考え方からして、その契約が本人と相手方との間に成立したものと取り扱うことが合理的であると考えられるわけです。本人が追認した場合には、原則として、その契約は締結時から本人との間で有効に成立したものと扱われます\*2。

相手方CがBには代理権があると思って契約した後で、実はBは本人Aから代理権を授与されていない無権代理人であることを知った場合に、その契約を追認するつもりがあるのか本人の態度がはっきりしない場合には、相手方が困る場合があります。そこで、そのような場合には、民法では「…相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができます。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなす」(民法114条)と定めています。分かりやすく説明すると、次のような扱いになります。まず、相手方Cは、本人Aに対して「この通知が届いてから○日以内に、無権代理人Bが締結した本件契約を追認するかどうかについて回答ください」という通知を出します。期間内に「追認します」という回答が来ればその契約は本人Aと相手方Cとの間に有効に成立したものと扱われることになります。指定した期間が

過ぎても回答がない場合には本人Aは追認を拒絶したものとして扱われることになります。

そうすると、相手方Cは、本人Aが追認してくれないのならどうすればよいか、今後の方針について考える必要が出てきます。

## 5 無権代理の相手方のできること

まず、相手方Cは「代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができ」ます(民法115条)。相手方Cは、本人Aの代理人と名乗るBと契約を締結した後で、実はBには代理権がないことを知ったとき、「こんな契約はしないほうがよかった」と考えた場合には、無権代理であることを理由にその契約を取り消すという選択ができます。契約を取り消せば、最初にさかのぼって契約は解消されるので、問題はなくなります。

ただし、契約の時に相手方Cが、本人Aの代理人と名乗っているBには本当は本人Aの代理権はないということを知っていた場合は別です。このような相手方は特に保護する必要はないので、「契約の時に代理権を有しないことを相手方が知っていたときは、この限りでない」(民法115条)。つまり、相手方Cはその契約を取り消すことはできません。

契約を取り消さない場合には、相手方Cは、無権代理人Bに対して、契約を履行するように請求するか、損害賠償請求をするか、選択できます\*3。

現実には、相手方Cが債務の履行を求めめるのか、損害賠償を求めめるのかの選択は、契約の内容によることになるでしょう。例えば、本人Aが所有している不動産を相手方Cが購入するという内容の売買契約であったが、本人Aはその不動産を売却するつもりはなかったという場合には、相手方Cが無権代理人Bに対して契約の履行を求めても、BはAからその土地を手に入れることは難しく、契約の履行は期待できないと考えられます。契約の履行を求めても結局は履行できず、債務不履行に基づく対処をしなけ



ればならなくなるでしょう。このような場合には契約の履行を求めるメリットはほとんどないことになるので、選択としてはBに対して損害賠償を求めるほうがよいということになるでしょう。一方、契約内容が大量生産品である種類物の売買契約である場合には、Aではなくても売買の対象商品を手に入れることが可能ですから、無権代理人Bに対して契約の履行を求めるメリットがあるとも考えられます。

## 6 無断で氏名が使われたとき

消費者契約トラブルでは、まれではありますが、自分には身に覚えがない契約責任を問われるケースがあります。消費者Aが、「自分はそんな契約はしていない」と主張すると、相手方の事業者Cから「しかし、契約書にはあなたの氏名が記載されているので、契約上の責任がある」と主張してくるといったトラブルです。

相手方事業者Cに依頼して契約書のコピーをもらって筆跡を確認したところやっぱり自分の筆跡ではない、誰か他人が自分の名義を騙ったらしいことが分かる、そこで相手方事業者Cに事情を説明しても「契約書に氏名が書かれている以上、契約上の責任があるのはあなただ」と強硬に主張してくるなどということもあり得ます。消費者Aとしては、自分にはまったく身に覚えがないことで、大変困惑することになります。このようなケースは消費者問題では「名義冒用」などといわれます。このようなケースも民法上の整理をすれば、無権代理に該当します。本人Aは、代理権を授与していないのにBが勝手に本人Aとして契約を締結してしまったともいえます。この場合には、消費者Aに責任はあるのでしょうか。

消費者Aは、誰かに代理権を授与しているわけではありません。それなのに、勝手に他人が自分の代理人であるかのような法律行為をしている。こういう場合を「無権代理」といいます。代理権を与えてもいないのに誰かが勝手に、自

分を本人として契約してしまった場合には、本人（この場合では消費者A）は、その契約が納得できるものであれば追認することによって有効なものにすることができますが、追認しなければ本人との関係では契約は成立しません。

そうすると、相手方の事業者Cが損をするように思われますが、相手方事業者Cはその契約を取り消すか、無権代理人Bに対して契約の履行をするように求めるか、損害賠償請求をするかという選択肢があるということになります。

## 7 名義を貸したとき

消費者被害の中には、「名義貸し」といわれるタイプのもがあります。ただし、無断で氏名が使われた場合や別の手続きのための書類であるなど、事実と違う説明をされて勘違いして署名捺印した場合のように、消費者が名義を貸したわけではないものまで「名義貸し」と呼んでいる場合があります。これは誤解を与える言い方で問題だと思われれます。

本稿で取り上げる「名義貸し」は、消費者Aが承知でBに名義を貸した場合を指します。相手方Cとある契約をする際に、自分Aの名義を貸すということは、Aの名義を使って契約する権限をBに与えたということです。取引の相手方Cは、当然、Aが契約相手であると考えて契約するかどうかを判断します。この場合には、AはBに自分名義で契約することを許した以上、責任があると考えられます。「ただ名義を貸しただけだから、自分には関係はない」とは言えないことがお分かりかと思います。契約相手Cに対しては、名義を貸したAは代理権を授与したのと同じように責任を負うことになると考えられます。したがって、安易に名義を貸したりしてはいけません。

- \* 1 貸金業法20条
- \* 2 民法116条
- \* 3 民法117条